

令和元年度

苫小牧市定期監査及び財政
援助団体等監査の結果報告

苫小牧市監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類及び範囲	1
2	監査執行者	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	2
5	監査の方法	3
第2	監査の結果	4
1	支出事務	4
2	財政援助団体の事務	5
第3	監査意見	6

※部署の名称は、令和2年2月1日現在のものである。

第1 監査の概要

1 監査の種類及び範囲

(1) 定期監査

平成30年度及び令和元年度において執行した収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体

平成30年度及び令和元年度において、本市が補助金等の財政的援助を与えている団体で、補助金等の交付額が年500万円以上であるもの又は市が事務局を担当し、職員が出納事務を担当するものが執行した当該補助金等に係る出納その他の事務

2 監査執行者

監査委員 玉川豊一

監査委員 小山征三

なお、議会事務局における定期監査については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の2の規定により小山征三監査委員を除斥した。

3 監査の対象

(1) 定期監査

会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局

(2) 財政援助団体等監査

1(2)に該当する財政援助団体等で定期監査の対象となった部局が所管するものうちから抽出した次の対象団体

ア 財政援助団体

対象部局	団体	平成30年度補助金等の交付額(円)	市が事務局を担当する団体
総合政策部	苫小牧市統計協議会	300,000	○
	苫小牧地方総合開発期成会	563,000	○

総合政策部	北海道新幹線×nittan 地域戦略会議	6,500,000	○
	東京とまこまい会	250,000	○
	苫小牧圏広域都市計画協議会	210,000	○
	東胆振地域ブランド創造協議会	1,631,000	○
	苫小牧市公共交通協議会	668,000	○
	樽前山アートフォトコンテスト実行委員会	949,784	○
	新千歳空港関係自治体協議会	200,000	○
	公益財団法人苫小牧市体育協会	35,826,000	
	全国高等学校選抜アイスホッケー大会苫小牧市実行委員会	2,000,000	○
	第 91 回日本学生氷上競技選手権大会アイスホッケー競技会実行委員会	1,282,144	○
	総務部	苫小牧市役所職員福利厚生会	8,604,000
産業経済部	苫小牧地区企業誘致連絡協議会	1,476,000	○
	苫東通信基盤整備連絡協議会	677,000	○
	苫小牧CCS促進協議会	500,000	○
	苫小牧クルーズ振興協議会	1,000,000	○
	公益社団法人苫小牧市シルバー人材センター	15,539,000	
	東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会	426,838	○
	苫小牧港まつり実行委員会	5,000,000	○
	苫小牧スケートまつり実行委員会	5,700,000	○
	とまこまいコスプレフェスタ実行委員会	700,000	○
	東胆振物産まつり実行委員会	680,000	○
	苫小牧市地域農業再生協議会	85,711	○
	苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会	3,932,440	○
	苫小牧市公設地方卸売市場運営連絡協議会	10,000	○
	市立病院	苫小牧市立病院職員福利厚生会	3,357,000
苫小牧市立病院医局部門研究研修会		1,300,000	○
苫小牧市立病院看護師部門研究研修会		700,000	○
苫小牧市立病院医療技術職部門研究研修会		1,250,000	○
農業委員会事務局	苫小牧市農業担い手対策推進協議会	90,000	○

4 監査の期間

令和元年9月2日から令和2年3月24日まで

5 監査の方法

監査の対象となった部局から、あらかじめ資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を受け、抽出した関係書類を検査した。

(1) 定期監査

ア 財務事務

(ア) 収入事務

主に調定から収入の整理に至るまでの事務を調定書、収入原符、現金引継簿、領収書(控)等の関係書類に基づいて監査した。

(イ) 支出事務

主に支出負担行為から支出命令、精算に至るまでの事務を支出負担行為書、支出証拠書類、現金出納簿、資金前渡関係書類、契約関係書類、時間外勤務命令簿等の関係書類に基づいて監査した。

(ウ) 財産管理事務

主に財産の貸付け及び管理に係る事務を貸付申請書、使用許可申請書、備品台帳等の関係書類に基づいて監査した。

(2) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体の事務

主に補助金交付申請書、補助金交付決定書、収支精算報告書等の各関係書類に基づいて監査した。市が事務局を担当し、現金出納事務を行っている団体については、加えて現金出納及び現金保管の内容について監査した。

公益財団法人苫小牧市体育協会及び公益社団法人苫小牧市シルバー人材センターは財政援助団体として実地監査を行った。

第2 監査の結果

全体を通じておおむね適正に事務処理がなされていたが、次のとおり一部において是正、改善等の措置を求める事項が見られた。

1 支出事務

(1) 補助金の適正な算定を行うべきもの

【産業経済部 商業振興課】

苫小牧市店舗改装費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）によれば、店舗改装費補助金の額は、対象経費の2分の1に相当する額で、その額に端数があるときはこれを切り捨てた額とすると規定されている。実際の補助金の算定では千円未満の端数を切り捨てる取扱いになっていたが、当該交付要綱の規定にはどの単位の端数を切り捨てるかについて定めがないので、端数処理の方法について明確にする必要がある。

また、中小企業創業サポート事業補助金の交付事務では、苫小牧市中小企業創業サポート事業補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）に定めがない者に補助金が交付されていた。当該補助金の広報資料である苫小牧市中小企業創業サポート事業（概要）には当該者を補助対象者とする旨の規定が定められていたが、補助金の根拠となる交付要綱の改正を失念したものである。

補助金交付要綱に不備がないか点検すべきものとする。

(2) 時間外勤務手当の適正な算定を行うべきもの

【総務部 行政監理室】

苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第12条第3項では、正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すると規定している。

この正規の勤務時間外にした勤務の時間60時間の算定に当たり、休日（苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和26年条例第36号）第14条第1項又は第2項に規定する休

日をいう。以下同じ。)に割り振られた正規の勤務時間に勤務した時間を含める取扱いがされていた。

休日は、正規の勤務時間が割り振られ、任命権者が特に勤務することを命じる場合を除き、職員の勤務は免除されるものとされているので、休日の正規の勤務時間に勤務する場合は、正規の勤務時間外にした勤務には該当しないこととなる。

給与の支給に当たっては、関係条例の規定に基づき適正に執行する必要がある。

2 財政援助団体の事務

(1) 伝票作成等の適切な手続を行うべきもの

【市立病院 苫小牧市立病院医局部門研究研修会】

市が財政援助を行っている団体における現金出納事務については、財政援助団体における現金出納事務等のガイドライン（平成27年10月20日財政部長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、伝票を作成して事務局長の決裁を受けるとともに、収入及び支出の書類は、市の会計規則の様式に準拠することとされている。

財政援助団体である苫小牧市立病院医局部門研究研修会において、伝票の作成がされておらず、また、出納の決定に関して決裁が行われていないものが見られた。

ガイドラインに従って適正な事務処理に努めるべきである。

第3 監査意見

令和元年度の定期監査及び財政援助団体等監査を通じての意見を申し述べる。

補助金に関する指摘は、ともに補助金に係る交付要綱に不備が認められたものである。補助金交付事務に関しては、平成28年度行政監査や平成30年度定期監査において意見を述べてきているが、それらを参考に、改めて当該事務全体の点検に取り組む必要があるものと考ええる。

また、補助金や時間外勤務手当の算定に関する指摘は、いずれも事務の根拠の確認が重要であり、一度仕組みが構築されてしまうと、後任の職員はその仕組みが正しいものと考えて事務を処理しようとするが、必ずしもそれが正しいとは限らない場合があることを示しているのではないかと考える。

現在行っている事務処理が法律や条例、規則等に違反していないか、考え方に誤りはないか、さまざまな角度から点検を行い、前例踏襲に陥らない適正な事務処理の確保を望むところである。